

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

案件名	農村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）（案）
意見の募集期間	平成27年6月1日から平成27年6月30日まで
担当グループ	登別市観光経済部農林水産グループ
意見の提出者数	2件

提出された意見の概要と市の考え方		
No	寄せられた意見の要旨	市の考え方
1	<p>登別市は「村ではない」ので、「観光農園」「農業都市」等「村」という以外の表現を用いるべきではないか？</p>	<p>この計画の標題である「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村地域に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動を言い、この計画での「農村」とは、本市において、農業が行われている地域を示したものでありますので、行政の規模を示す「村」とは異なるものです。</p>
2	<p>旅行代理店という表現があるが、交通機関も含めての表現が適切ではないか。</p> <p>また、マスコミという表現があるが、観光協会が広告主（スポンサー・提供枠）としてテレビ放送も含め検討を考えていくべきではないか。</p> <p>さらに、海外のメディアに対しても考察が必要ではないか。多言語での情報発信が考えられる。</p>	<p>旅行代理店やマスコミの表記については、PR活動の対象として例示したもので、必要に応じて様々な方法により進めてまいります。</p>